

平安女学院大学における障がいのある学生に対する基本方針

平安女学院大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障がいのある学生及び進学希望者（以下、学生）に対して、以下のとおり合理的配慮を行うよう努めます。

1. 機会の確保

障がいを理由に修学を断念することのないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努めます。

2. 支援体制

学生・教員・職員の障がいへの理解と意識啓発を推進し、大学全体として専門性のある支援を行うことが可能な連携体制の確保に努めます。

3. 支援方法

教育の質の維持を保証する範囲において、学生本人の要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努めます。

4. 施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送ることのできる教育環境づくりに努めます。